

## 国土交通省における日本 APEC テロ対策

### 1. 主な対策

#### 【航空】

- テロ関連情報の収集の強化及び情報の共有の推進
- 旅客及び航空貨物に対する保安措置の徹底
- 空港及び航空保安施設における巡回頻度の増加等警戒警備の強化
- 飛行制限区域等の設定（別添参照）
- 小型航空機の管理を徹底

#### 【鉄道】

- 警察等関係機関との連携による自主警備の強化の徹底（列車・駅等施設の巡回、監視カメラによる警戒監視等）
- 利用者に対し、政府広報や事業者のポスター・車内放送等（例：別紙3）により、不審者・不審物への対応、危険物の持込禁止などについて周知

#### 【港湾】

- 港湾施設における貨物の点検等テロ対策を徹底
- 治安関係機関からの要請に応じて、直轄工事の施工管理のために設置しているカメラを不審者等の監視に有効活用できるよう、関係者との調整を実施
- 放射線検知施設による貨物コンテナ内の核物質、放射性物質の監視を実施

#### 【海事】

- 乗客及び手荷物の検査強化等テロ対策を徹底
- 船内及びターミナル等における巡回警戒等の実施
- 積載貨物等の管理強化の実施

#### 【自動車】

- 始業、終業時の車内点検、ターミナルの巡回頻度の増加等テロ対策を徹底

#### 【道路】

- 道路の管理及び警備の強化、連絡体制の確立等を実施

#### 【国営公園】

- 公園内における巡回頻度の増加等テロ対策を徹底

#### 【直轄の工事現場】

- 関係者以外の立入禁止の徹底、工事用資機材の盗難防止等のテロ対策を徹底

### 2. 訓練

- 9月16日、公共交通機関に対するテロの発生を想定した訓練を実施

国際テロ等の厳しい情勢を踏まえ、国土交通省は、関係省庁と連携し、APEC横浜首脳会議における経空テロ防止対策が行われることに伴い、下記のとおり航空法第80条に基づく飛行制限区域、及び飛行監視区域を設定することとしました。

## 記

### 【飛行制限区域の設定の概要】

- (1) 期間  
平成22年11月12日（金）午前0時から15日（月）午前0時まで
- (2) 範囲  
パシフィコ横浜（北緯35度27分30秒、東経139度38分15秒）を中心とする半径5キロメートルの円内
- (3) 高度  
2500フィート（約760メートル）以下
- (4) 飛行制限を適用しない航空機  
要人輸送に使用する航空機、警備・監視を任務とする航空機等

### 【飛行監視区域の設定の概要】

- (1) 期間  
上記飛行制限区域の設定期間と同じ期間
- (2) 範囲  
パシフィコ横浜（北緯35度27分30秒、東経139度38分15秒）を中心とする半径25海里（約46キロメートル）の円内
- (3) 高度  
10000フィート（約3050メートル）以下
- (4) 監視区域を飛行する航空機への要請  
トランスポンダの常時作動、位置通報の実施等

〈資料〉APEC横浜首脳会議開催に伴う飛行制限区域等の概要図

# A P E C 横浜首脳会議開催に伴う飛行制限区域等の概要図

